

フランス第三共和制前期における児童保護政策の基本理念

——1898年児童虐待防止法と監獄総協会——

教育学コース 河合 務

The Fundamental Idea of the Child Protection Policy in the First Half of Third Republic France : Child Abuse Repression
Law of 1898 and *Société Générale des Prison*

Tsutomu KAWAI

The aim of this paper is to clarify the characteristics of child protection policy especially in the first half of the third republic France, focusing on the legislation of the child abuse repression law of 1898. The proceeding reserch pointed out that there was a controversy between the two factions — *the Left and the Right* — in the legislation of the child abuse repression law of 1898. And this paper's concern is to examine the fundamental idea and the leadership of the *left*, that is, Th.Roussel, R.Bérenger and P.Strauss, etc., who were not only senators but also members of *Société Générale des Prison*.

目 次

はじめに——課題と方法——

- I. 監獄総協会の活動方針とメンバー構成
- II. 監獄総協会と児童虐待問題——Th.ルーセルの児童保護思想を中心に——
- III. 1898年児童虐待防止法の制定過程における監獄総協会派の動向
- IV. 小括——1898年児童虐待防止法の基本理念——

はじめに——課題と方法——

本稿の目的は、第三共和制前期フランスの児童保護政策の基本理念を、特に1898年4月19日の「子どもに対してなされる暴力、乱暴行為、虐待行為、加害行為の防止に関する法律」(Loi sur la répression des violences, voies de fait, actes de cruauté et attentats commis envers les enfants, 以下「1898年児童虐待防止法」と呼ぶ)¹⁾の制定を焦点にして解明することである。そのさい特に、制定過程において活躍した「監獄総協会」(Société Générale des Prisons)所属議員の動向に注目し、彼らの思想が同法の制定にどのように反映されたのかを明らかにしようとする。

1898年児童虐待防止法は、1933年(昭和8年)わが国において児童虐待防止法が制定された際、内務省関係

者によって参照されたという事実を、内務省資料「英独仏児童虐待防止制度概観」(1930年、内務省社会局保護課)によって知ることができる²⁾。また、翌1934年に出版された内務省社会局保護課長、藤野恵による『児童虐待防止法解説』においても、フランス1898年児童虐待防止法についての言及があり、刑罰によって児童虐待行為の禁止を図った法律として紹介がなされている³⁾。しかし、管見の限り、それ以後わが国におけるフランス1898年児童虐待防止法研究は深められてきたとはいえない状況にある。

とはいえフランス社会史研究のなかでは、M.ペローの論文「私的領域と権力——19世紀フランスの私生活と政治から——」⁴⁾が、1898年児童虐待防止法に言及し、同法によって国家が家族に取って代わるような動きが促進されたこと、同法によって警察が家族内部に介入することができるようになり、危険な状態にある子どもを必要に応じて家族から引きとることができるようになったことを指摘して、私生活史上における同法の重要性を喚起している。同様の指摘がG.ヴィガレロによってもなされている⁵⁾。

家族への国家介入の模様を、1898年児童虐待防止法をひとつのケーススタディーとして、しかも同法の制定過程における議論の内容にまで踏み込んで分析した研究としてC.ロレの*La Politique à l'égard de la Petite Enfance sous la Troisième République*, 1990.⁶⁾がある。こ

のなかでロレは、同法の制定過程において児童保護団体の権限拡大を主張したグループとそれに反対したグループをそれぞれ左派(*la gauche*)と右派(*la droite*)と呼び、両派の対立の模様を分析している⁷⁾。議会議事録(*Débats Parlementaires*)を繙くならば、確かにロレが指摘するような対抗関係があったことを確認することができる⁸⁾。

ところで、筆者は1898年児童虐待防止法制定に先立つ1889年児童保護法の制定過程を分析した論稿において、この法律制定のリーダーとなったTh.ルーセル(1816-1903)が、監獄総協会に所属していた上院議員であったことに言及した⁹⁾。ルーセルは1898年児童虐待防止法の制定にも関与する人物であり¹⁰⁾、筆者はルーセルの児童保護思想を1898年前後のルーセルの活動をも視野に収めて、さらに詳しく解明することに努めてきた。その過程で、監獄総協会が創立(1877年)以来、現在に至るまで毎年刊行し続けている「監獄総協会年報」(*Bulletin de la Société Générale des Prisons*)¹¹⁾を参照したのだが、その会員名簿に掲載されている人物のなかに、ルーセルをはじめとして1898年児童虐待防止法の制定に関与している議員の名前が散見されることに気がついた。そして、議会議事録と「監獄総協会年報」とを併せて検討するうち、ロレが言うところの「左派」とは——ロレ自身は、この点について全く注意を払っていないと考えられるのだが——監獄総協会所属の議員のことにほかならないと考えるに至ったのである。そこで、本稿は、ロレの1898年児童虐待防止法研究をさらに精緻化し、研究を発展させるため、同法の制定過程において活躍した監獄総協会派議員の動向に注目し、彼らの思想が同法の制定にどのように反映されたのかを明らかにすることを試みるものである。章構成としては、「監獄総協会年報」を主な史料として、同協会の活動内容や会員の思想を考察し(第I章)、次に、監獄総協会でも最も活躍した理論家であり、かつ上院議員であったTh.ルーセルの児童保護思想を検討する(第II章)。そのうえで、1898年児童虐待防止法制定当時の議会議事録を中心的な史料として、同法がどのような思想・イデオロギーに基づいて制定されたのかについて、監獄総協会所属議員の思想との関連において、解明していくことにする(第III章)。

1. 監獄総協会の活動方針とメンバー構成

監獄総協会は、「公共的な安全」(*sécurité publique*)の保持を目標に掲げ1877年6月6日設立された¹²⁾。「監獄総

協会年報」(1878年度版)に掲載された会員名簿には、パリ在住者だけで390名、地方会員127名、そしてヨーロッパ諸国を中心とする諸外国の会員92名、総勢609名が掲載されている¹³⁾。会員の中に、弁護士(*avocat*, 87名)や裁判官(*judge*, 26名)といった法律関係者が多いことがひとつの特徴といえるであろう。

また、監獄総協会は、上院議員34名、下院議員8名を会員として擁していた。このことによって、同協会は立法という手段に訴え得る可能性を当初から有していたことになる。同協会の設立当初の会長D.デュファール、副会長R.ベレンジェ、ともに上院議員であった¹⁴⁾。このベレンジェこそ、1898年児童虐待防止法制定に際して大いにリーダーシップを発揮する人物のひとりである¹⁵⁾。また、先述のように1889年児童保護法制定のリーダーであったTh.ルーセルも同協会の設立当初からの会員であった¹⁶⁾。ルーセルは当時すでに「児童保護に関する最高権威」¹⁷⁾としての地位を確立していたが、彼は1898年児童虐待防止法の制定に際してもベレンジェと協力して影響力を発揮する人物なのである。

さらに、「捨て子や罪を犯した子どもの保護総協会」の設立者G.ボンジャンや「児童保護のためのフランス・ユニオン」の設立者J.シモンらが監獄総協会の会員となっていたことを同協会の特徴として挙げるができる¹⁸⁾。このような人脈によって、監獄総協会は19世紀半ば以降設立され運動を展開していた諸児童保護団体との連携が可能な状況にあったのである。第III章で詳しく検討するように、監獄総協会が1898年児童虐待防止法の制定過程において児童保護団体の権限拡大を主張するのは、このような設立当初からの環境と無関係ではないであろう。

そして、監獄総協会が次のような4つのセクションに分かれて研究・実践を行う体制をとっていたことも大きな特徴として指摘することができる。「監獄総協会年報」(1877年度版)の巻頭に収録されている事務局長F.デスポルトの論文によれば、その4つのセクションとは、①「フランス国内の刑務所法制(*législation pénitentiaire*)」、②「フランス国内の成人用刑務所と保護体制」、③「矯正教育(*éducation correctionnelle*)、釈放された若者の保護と予防策(*mesures préventives*)の研究」、④「諸外国における刑務所問題(*questions pénitentiaires*)」、というふうに分けられる¹⁹⁾。これら4つのセクションは、「公共安全」の保持という同協会の目標に沿うかたちで設けられており、監獄総協会は設立当初から少年犯罪の予防問題をも含む犯罪対

策・治安対策を最重要課題としていたことが窺えるのである。

しかし、このような4つのセクション分けのしかたには、児童虐待問題への関心は明示されているわけではない。それでは、どのような理由から監獄総協会は児童虐待問題に注目し、言及していくようになるのだろうか。この点について、監獄総協会の第3セクション最大の理論家であるTh.ルーセルの児童保護思想を分析することによって明らかにしていくことにしよう。

II. 監獄総協会と児童虐待問題——Th.ルーセルの児童保護思想を中心に——

監獄総協会は、原則として12月から6月まで毎月1回(年7回)の会合をもち、各セクションと全体会における討論を行い、協会の方針決定や理論形成に努めた。「監獄総協会年報」は、その際の議事録と各セクションの研究活動報告、関連文献の書評などを掲載して年1回のペースで現在まで刊行されてきている³⁰⁾。監獄総協会の設立に先立つ1874年に、下院議員として通称「ルーセル法」²¹⁾と言われる乳幼児保護立法を実現したTh.ルーセルこそが、少年犯罪問題を扱う監獄総協会第3セクションにおいて最もめざましい活躍をした人物である。ルーセルは、同協会の1879年2月6日と6月12日、2度にわたって報告を行っており、その報告のエッセンスが同年『矯正教育と予防教育』(*De l'Éducation Correctionnelle et de l'Éducation Préventive*, 1879)というタイトルで単著として出版されている²²⁾。この少年犯罪対策に関する報告の中で、ルーセルが児童虐待問題について言及していることは注目に値する。これは監獄総協会設立からわずか2年後のことであり、同協会設立の初期において、児童虐待への注目がなされていたことになるのである。引用しよう。

「監獄総協会は、実践的な解決を追求している問題の中で、拘禁された若者の制度改革の問題や、恵まれない子ども・見捨てられる子ども・虐待される子ども(enfants maltraités)に避難所(abri)や世話(soins)や道德教育(éducation morale)、職業教育(éducation professionnelle)を与えるためにとるべき方策の問題、さらには乞食行為や浮浪行為、反抗的な行為、その他咎めるべき行為が日々警察の手や法廷の前に置く問題にしか、積極的な配慮に値しより高度なテーマとする価値を見い出さないでしょう。」²³⁾

つまり、警察や法廷の所轄となるような犯罪や治安の問題との絡みで様々なカテゴリーの子どもへの配慮の必要性を主張するのである。そして、その子どもとは、「拘禁された子ども」や「恵まれない子ども」「見捨てられる子ども」と並んで、虐待される子ども(enfants maltraités)も含まれているのである。

この報告の冒頭においてルーセルは、自らの関心が犯罪(criminalité)対策にあることを明確に宣言している²⁴⁾。犯罪は、人間と国家の安全を危険にさらす。そして、その要因は貧困(misère)と無知(ignorance)なのだとしてルーセルは指摘するのである²⁵⁾。そこからルーセルが導き出す対応策こそが「貧困と無知から子どもを保護する」(protéger l'enfance contre la misère et l'ignorance)ということであり、それこそが政府(gouvernement)の仕事なのだとしてルーセルは主張するのである²⁶⁾。したがって、「拘禁された子ども」や「恵まれない子ども」「見捨てられる子ども」「虐待される子ども」へ配慮すべきだという主張と、その配慮の方法としての、避難所、世話、道德教育、職業教育の提供という主張の根底には、犯罪の予防という思想が存在していたのである。

ルーセルは、この「虐待される子ども」について、「両親が子どもへの気配り(surveiller)を常に怠っている者のことである。あるいは、両親が公然たる不品行を行ったり、主犯・共犯として子どもの人格(personne)に対し不正行為をなして有罪宣告をなされる子どものことである。」という定義を行っている²⁷⁾。このように、児童虐待は、親子関係に生じる問題として、家族内に生じる問題として把握されていた。そのため、親の行動を規制するという論点が児童虐待問題に付随して立ち上がっていくことになるのである。このような児童虐待と親の行動規制との連動性は、1889年児童保護法における「父権」剥奪制度の整備へとつながる基本思想となったのと同様に²⁸⁾、1898年児童虐待防止法制定をも促進する原動力ともなるのである。

さらに、ルーセルは「虐待される子ども」とは「精神的に遺棄される子ども」(enfant moralement abandonné)と同義のものであるとする²⁹⁾。これは、事実として、両親や後見人や友人のいない「実際的に遺棄された子ども」(enfant matériellement abandonné)との対比において提示された概念であり³⁰⁾、親のもとにありながら十分な世話を受けていない子どものことなのである³¹⁾。ルーセルの発想の根幹に犯罪対策があることを考慮するならば、通常「精神的」と訳されている“moralement”³²⁾を、「道徳的」という意味に解釈することが可能であろう。事実、ルーセル自身、「虐待される子ども」の定義

を「生命(vie)や健康(santé)や道徳性(moralité)が、親や後見人や委任を受けた者によって危険にさらされている子どものことである」と精緻化して、「道徳性」(moralité)の保護を訴えていくことになるのである³³⁾。このような「道徳性」の保護という問題提起こそが、フランスの法学者J. シャザルが『子どもの権利』(Les Droits de l'Enfant, 1959.)において論じた「道徳的に危険にさらされている子ども」(enfant en danger moral)という概念のルーセル的表現なのである。シャザルは次のように述べている。

「道徳的危険にさらされている子ども(enfance en danger moral)の問題は少年犯罪(criminalité juvénile)の問題と、同一の問題ではないが、それと密接な関係を有している。そのために道徳的危険にさらされている子ども(enfant en danger moral)は犯罪者にまで墮落する危険があるということが必ず——当然のことながら——言われるのである。」³⁴⁾

このように、少年犯罪問題と密接に関係していると言われている「道徳的に危険にさらされている子ども」という用語は、「監獄総協会年報」(1895年度版)でも使用されている言葉である³⁵⁾。この意味で、フランス20世紀後半における問題関心の歴史的源流を19世紀末の監獄総協会に求めることが可能なのである。

しかしながら、シャザルの研究においては、「道徳的に危険にさらされている子ども」(enfant en danger moral)と「虐待される子ども」(enfant maltraité)とが、19世紀末の時点において結びついていた事実について全く言及されていない。むしろ、シャザルの著書においては「虐待される子ども」と「道徳的に危険にさらされている子ども」とは別々の章において、それぞれが特立した論点として取り扱われている³⁶⁾。

シャザルとは立場を異にして、近年アメリカの歴史家S. シェファーがフランス第三共和世紀児童保護政策研究として出版した著書においては、「虐待される子ども」と「道徳的に危険にさらされている子ども」との19世紀末の時点における関連性に大いに注意が払われている。シェファーは、“children in moral danger”という英語表現のルーツとして、ルーセルの“enfant moralement abandonné”という言葉を検討し、それが犯罪対策と、シェファーの表現で言えば「統治の問題」(problem of government)と緊密に結びついていることを指摘しているのである³⁷⁾。確かに、シェファーの研究は1898年児童虐待防止法の制定過程にまで踏み込ん

で考察を行っているわけではない。しかしながら、第Ⅲ章で詳しく考察するように、ルーセルらは同法の制定段階においても児童虐待を犯罪対策との絡みで把握し、子どもの道徳性の保護を主張していくのである。そして、1879年の監獄総協会における報告において、そのようなルーセルの児童保護思想の原型がみられるのである。

さて、1879年6月12日、ルーセルは、犯罪対策について、より具体的な提案を行っている。それは、アメリカ、イギリスにおいて設置が進んでいた授産学校(industrial school)に関する提案である。

「12歳未満の子どもと12歳から16歳までの未成年者(mineurs)を、同じ施設の中に、同じ制度のもとに混合しておかないこと。この原則の結果として、授産学校(Écoles Industrielles)がイギリスやアメリカで果たしている役割をわたしたちの制度のなかに有効に用いることを目的とする新しい施設の創造によって、子どもに適用される刑務所施設の制度を補うこと。早熟な邪悪さの証拠を示してはいないけれども、悪い習慣(mauvaises habitudes)の性癖を示すだけである12歳から16歳までの未成年者を、このジャンルの施設に収容すること。」³⁸⁾

つまり、アメリカ・イギリスでの授産学校にあたる施設をフランスに導入して刑務所制度を補完すること。その施設に12歳から16歳までの「悪い習慣を示す子ども」を収容することをルーセルは提案しているのである。この「悪い習慣を示す子ども」とは、法を犯す以前に、法を犯す虞おそれのある子ども、つまり「虞犯少年」を意味していると、まずは考えられる。しかし、それだけでなく、民法典の「懲戒権」規定(第375条～382条)によって認められていた子どもの拘禁を申し出る父の権利をも考慮に入れる必要があると考えられる³⁹⁾。つまり、フランス19世紀末には、警察権力と「父権」の双方から「悪い習慣を示す子ども」が告発される可能性があったのである。そして、双方のルートから告発されてくる子どもの収容場所としてルーセルが提案しているのが授産学校にほかならないのである。

アメリカやイギリスでは、フランスに先んじて授産学校の設置が進んでいた。ルーセルが外国の諸制度に言及していった背景には、外国の制度研究を目的として精力的な活動を行っていた監獄総協会第4セクションの影響があったと考えられる。イギリスの場合、授産学校の設置を強力に押し進めた団体として「貧民生活

改善協会」(Society for Bettering the Condition of the Poor)があり、また、1866年に授産学校法(Industrial School Act)が制定されたことなどが知られている⁴⁰⁾。しかし、フランス教育史において授産学校がどのように制度化されていったのかについてはイギリスなどの場合と比較して研究の蓄積が不足しているように思われる。すなわち、英米から輸入された授産学校の制度がフランスにおいてどのように展開したのかを解明していくことが今後の重要な課題として浮上してきていると考えられるのである。この点について詳しくは別稿を期すしかないのだが、フランスにおいては1904年6月28日の「公的扶助機関の、育てにくく非行の子どもに関する法律」(Loi relative à l'éducation des pupilles de l'assistance publique difficiles ou vicieux、以下「1904年児童法」と呼ぶ)⁴¹⁾において制度化されていくことになること。また、監獄総協会がその推進母体となった可能性が高いということ。そして、管見の限り、ルーセルこそがフランスにおいて最も早く授産学校の必要性を本格的に訴えていった人物であること、の三点を指摘するだけに、ここではとどめておくことにする。

ところで、上記のように犯罪対策との絡みで児童虐待問題に注目していったルーセルは、1898年児童虐待防止法の制定の際にも大きな影響力を発揮することになる。1898年児童虐待防止法制定に関する議論は、1897年1月16日に下院議員H.コシャンによって提案され議事日程に上るようになり、以後、児童虐待問題に関する委員会が設置されるのだが、その委員会のメンバーのなかにルーセルは名を連ねることになったのである⁴²⁾。そもそも、下院において立法の提案をしたコシャンも、委員会を代表して上院に法案の報告をしたベレンジェも、監獄総協会に所属していた国会議員なのであった⁴³⁾。1898年児童虐待防止法制定をリードしていったのはルーセルをはじめとする監獄総協会派議員だったのである。それでは、次章において、制定過程における彼らの動向について考察していくことにしよう。

III. 1898年児童虐待防止法の制定過程における監獄総協会派の動向

監獄総協会派の国会議員が1898年児童虐待防止法の制定過程において実現しようとした事柄は主に2つであった。第一に、父母による児童虐待を刑罰の対象とすることによって、児童虐待に歯止めをかけること。また、そのために必要な刑法の改正を行うこと。第二

に、自分で自分の身を守れず、虐待されてもそれを告発する力のない子どもに代わって、児童保護団体が親を告発する権限を認めさせることであった。当時の刑事訴訟法には、提訴は被害を受けた本人または検事によって行われることを規定した条項があり、児童保護団体が子どもの代理人となって親を告発する権利は認められておらず、この規定を改正することが必要であった⁴⁴⁾。その意味で、1898年児童虐待防止法の制定作業は、刑事法領域に関わる議論が中心となったのであり、1889年児童保護法の制定作業が民法典の「父権」を剥奪する規定の議論を中心としていたことと対照的だったと言えるのである。

第一の論点に関しては、比較的円滑に審議が進められ、1898年4月19日、次のような規定が成立するに至った。

「以下の規定が刑法312条に追加される。満15歳以下の子どもに故意に傷を負わせたり殴打を加えたりする者や、健康を危険にさらすほどにまで故意に食物や世話を与えない者は誰でも、禁固1年から3年、16から1000フランに処す。」(第1条)⁴⁵⁾

この規定には、さらに、父・母、その他子どもに対する権威や監護責任を有する者がこれを行った場合、有期又は無期の懲役に処すことが付記されている⁴⁶⁾。つまり、1898年児童虐待防止法第1条こそ、家族内における親の児童虐待行為に対して、国家が刑罰をもって介入し取り締まる本格的な体制が確立したことを示す規定なのである。「親たちの不適格さを具体的に示し、国の統制が届かない家庭内の空間に法を打ち立てるために制定された」⁴⁷⁾というG.ヴィガレロの1898年児童虐待防止法に対する評価は、同法の第1条にこそ、特に適切な指摘といえるであろう。

ところが、第二の論点である児童保護団体が児童虐待を告発する権限については、監獄総協会派の提案は猛反対を受け、審議は難航した。以下、この模様について考察していくことにしよう。

この論戦の火蓋が切られたのは、1898年3月10日の上院における審議であった。1897年6月11日、全7条からなる児童虐待防止法案が下院を通過し、1897年6月14日からは上院における審議が開始されていた⁴⁸⁾。ところが、この1898年3月10日までに委員会が次のような新たな条文を作成し、上院での審議に付されることになったのであった。

第7条 — 刑事訴訟法第63条と第182条に規定されている提訴する権利や損害賠償を請求する権利は、特別なデクレによって、子どもへの暴力と危害という点について、公益事業として認可された児童保護団体に委譲することができる。」(以下、「追加的第7条」と呼ぶ。) ⁴⁹⁾

この条文は議長より読み上げられ、しかも、同条文がTh.ルーセルとその協力者ポール・シュトラウスによって作成され委員会の承認を得たものであることが公表された⁵⁰⁾。「児童保護に関する最高権威」ルーセルは、ここでもリーダーシップを発揮し、政策決定に影響力を及ぼそうとしていたのである。なお、ポール・シュトラウス(1852-1942)は、ルーセルを「わが師であり友人」⁵¹⁾と表現する上院議員である。シュトラウスこそルーセルの後継者として特に20世紀初頭以降、第三共和制後期の児童保護政策をリードしていく人物なのである⁵²⁾。そして、このシュトラウスも監獄総協会に所属する上院議員であった⁵³⁾。

監獄総協会は、このような制度改革を推進する際の予備作業として、1896年の3月18日と4月22日の二度にわたる例会において、児童保護団体の権限拡大についての討論を行っていた。これについては、「監獄総協会年報」1896年版によって確認することができる⁵⁴⁾。この二度にわたる討論では、主にイギリスとアメリカの事例が紹介・参照され、両国では児童保護団体に提訴を行う権利が認められていることが論議の対象となっている⁵⁵⁾。なかでもロンドンに拠点を置く「全国児童虐待予防協会」とアメリカの「ニューヨーク児童虐待予防協会」などの活動内容について具体的な詳細な紹介がなされている⁵⁶⁾。このような児童保護団体は、監獄総協会における議論においては、「団体」(Associations)と総称されていた⁵⁷⁾。

上院において追加的第7条が提案された3月10日から3月21日、22日に至るまでこの条文に対する批判に挑戦し議論を展開していったのはシュトラウスであった。彼は条文の主旨説明を行った際、英米の児童保護団体の活動を紹介し、フランスでも児童保護団体の権限を増大させることを要求している。例えば、シュトラウスはイギリスの統計を紹介し、1895年において「全国児童虐待予防協会」が14687件の虐待、殴打、見捨てること、道徳性(moralité)を危険にさらす行為の通報を受け、このうち2098件について訴訟を起こした、と述べる。そして、このような権利を、児童虐待を予防する効果を高めるために、児童保護団体に認めることを

提案するのだと述べるのである⁵⁸⁾。このようにイギリスの事例を引き合いに出すシュトラウスの論法は、1896年の時点における監獄総協会の論法と同様なのであった。

このシュトラウスをベレンジェは次のように擁護した。つまり、親による児童虐待を隣人が知っていたとしても、隣人が国家の役人に敢えて密告する例は極めて稀であり、児童保護団体の権限を増大させ、それによって児童虐待の抑止を図るべきだ、と⁵⁹⁾。

これに反対したのはセシヤルボルシェらである。セシは、「より警察を組織したほうがよい。」と述べる⁶⁰⁾。またルボルシェは「いくつかの協会に属する人々が、家族の内部に入り込んでいくような、ある種の秘密警察のようなことを実行する権利をどうして認めることができようか。」と批判している⁶¹⁾。このように反対に回った議員は、政治的立場としては右派から左派までさまざまな立場に立っていた⁶²⁾。これに対し、賛成派としてはほほ足並みを揃えたのは監獄総協会派の議員であり、委員会を代表して議会報告を行ったベレンジェが中心となって批判の矢面に立ち応戦していった。ただ、当時の法務大臣ミリヤールが監獄総協会派に対して一定の理解を示していたことは、同協会にとって幸いであった。ミリヤールは、なんと、上院での法案審議に際し監獄総協会の議事録を持ち込み、1896年時点での監獄総協会の議論を紹介したのである⁶³⁾。そして、「政府は監獄総協会派の議員の提案を慎重に検討し投票を行うことを拒むものではない」と法務大臣としての立場をミリヤールは表明したのである⁶⁴⁾。

そして、法務大臣ミリヤールは次のように述べる。

「増大しつつある犯罪の歩みをくい止める最も適切だと私に思われる方法は、まぎれもなく、子ども期(l'enfance)に関心をもつことである。そして、釈放された若者や大人やすでに有罪宣告された者やパトロナージュの協会を創設することだけに専念することだけが問題なのではなく、青春期(l'adolescence)と特に子ども期(l'enfance)を保護しなければならないのである。つまり、子どもが虐待されていたり傷つけられている場合、それはすべての悪い仕業への準備ができているということなのである。そして、子どもに対してなされる犯罪や軽犯罪は、若い人々によって犯される犯罪と軽犯罪を準備し生み出していると言うことは全く正しいのである。」⁶⁵⁾

つまり、児童虐待は少年犯罪の原因になるのであり、

それを予防するために子どもを保護することが必要である、とミリヤールは述べているのである。そして、このような認識はルーセルをはじめとする監獄総協会派の議員の認識と一致するものであり、監獄総協会派議員の思想を肯定する立場を、法務大臣ミリヤールは敢えて表明したのである。

この論点について取りたてて反対する議員はみられなかった。それどころか、追加的第7条に反対していたレオンス・ド・サルすら「虐待される子ども、あるいは道徳的に危険な子ども」(enfants maltraité ou en danger moral)という言葉を用いて、その保護を行うことを主張していたのである⁶⁶⁾。シェファーが用いている“Children in Moral Danger”という用語の直接の語源であり、戦後シャザルが使用した“enfant en danger moral”という言葉は、「監獄総協会年報」のみならず、1898年児童虐待防止法の審議過程でレオンス・ド・サルによっても使用されていたのである。

しかし、レオンス・ド・サルは児童保護団体の権限を拡大することに対しては、あくまで反対の立場を取った。そして追加的第7条に対する具体的な批判を展開した。つまりレオンス・ド・サルは、1870年代に公教育大臣を務め監獄総協会所属の上院議員であったジュール・シモン⁶⁷⁾が1888年に設立した児童保護団体「子ども救済のためのフランス・ユニオン」を槍玉にあげ、その活動内容は、国家の役人が行うべき領域に事実上踏み込んでしまっていると批判したのである。追加的第7条の成立を待つまでもなく、ジュール・シモンの児童保護団体は児童虐待事件の告発等の活動を行っているとしてレオンス・ド・サルは非難するのである⁶⁸⁾。このような批判演説を通して、追加的第7条反対派が上院において優勢となっていったのである。

1898年3月22日、児童虐待防止法案の追加的第7条の採決が行われた。投票総数251、うち賛成25票、反対226票。同条文は否決された⁶⁹⁾。結局、この追加的第7条を除く全7条が3月26日から再び下院の審議に戻され、僅かな修正を経て3月31日に再度上院の審議に付された後、4月5日に上院を通過し、可決・成立した⁷⁰⁾。それが1898年児童虐待防止法である。

フランス、パリ第5大学のC.ロレは、この審議の模様を分析し、次のように述べている。

「たとえば児童保護(Protection de l'enfance)というテーマがほとんど常にコンセンサスを得て双方一致したテーマであったとしても、亀裂と対立が議論を貫通していた。ここ[追加的第7条の審議過程]に、その例が

あった。両陣営は、一定の政治的立場あるいは宗教的立場に立って、幾人かの子どもを独り占めしたい場合に、お互いの不正な構想を非難し合った。しかし、その論戦は、——ポール・シュトラウスの尽力にもかかわらず——犠牲となっている子どもの保護に関して右派も左派も超えることができない限界をも露わにしている。彼らの名において、団体(associations)が濫用的告発や恐喝を行うという危険を冒してまで政治的活動を団体の手の中に移す絶対的で新しい権利をフランスに創設することは不可能だとされた。共和主義者たちはそこに絶対的で明確な境界線を設定した。」⁷¹⁾

ここでロレが論じているように、追加的第7条をめぐる議論は虐待される子どもの争奪戦という様相を呈していた。自分の身を自分自身で守ることができない子どもの後見人として児童保護団体の権限の増大を認めるのか、それとも国家の手に留めておくのか。そこが監獄総協会派と保守派の対立点であった。結局のところ、児童保護団体と国家の間には絶対的で明確な境界線が引かれることになったのである。

なお、本稿のこれまでの考察から1898年児童虐待防止法の審議過程における「児童保護」(protection de l'enfance)とは、少年犯罪の原因としての児童虐待から子どもの道徳性を保護することであったことを確認することができる。このような、少年犯罪と児童虐待とを接続させる問題把握の仕方は、同法第4条の規定にも認められる。つまり同条は、子どもによる犯罪(少年犯罪)と、親による子どもへの犯罪(児童虐待)が行われた場合、子どもの監護権(la garde de l'enfant)を篤志家や慈善的施設に、さらには公的扶助機関(Assistance publique)に委託する権限が裁判所にあることを規定したのである⁷²⁾。

ところで、このような問題把握の仕方は、今日の私たちの感覚とは大きな隔たりがあるように思われる。近年、日本でも児童虐待と少年犯罪がマスメディア等でさかんに報道されているが、それぞれが直接結びつけられることは稀である。この傾向は現代のフランスでも同様であると思われる。それでは、いつ何故に児童虐待と少年犯罪とは、別々の問題だとされるようになるのだろうか。

いま20世紀にまで視野を広げて児童保護法制の制定過程を歴史的に辿ってみるならば、1904年児童保護法の制定過程において、児童虐待と少年犯罪を峻別すべきだという議論が行われていることが分かる。1904年児童法において、先述の1898年児童虐待防止法第4条

は改正され、「虐待される子ども」は公的扶助機関の管轄、犯罪を犯した子どもは刑務所行政(administration pénitentiaire)の管轄とされるに至るのである(第5条)⁷³⁾。このことから、1898年児童虐待防止法は1904年児童法の直接の前史として位置づく法律であり、しかも、「少年犯罪の原因としての児童虐待」という19世紀末に特徴的な子ども観を濃厚に含んで制定されたと考えられるのである。この点を1904年児童法制定過程における議論との対比においてさらに詳しく検討していくことが今後必要になるであろう。

IV. 小括——1898年児童虐待防止法の基本理念——

1898年児童虐待防止法は、基本理念として以下のような思想に基づいて制定されたものである。第一に、同法制定のリーダーシップをとったのは、下院におけるH.コシャン、上院におけるR.ベレンジェ、Th.ルーセル、P.シュトラウスら監獄総協会に所属する国会議員であった。同協会は、主に犯罪対策に取り組んでいた団体であり、親による虐待が子どもの道徳性に悪影響を及ぼし少年犯罪の原因となることを懸念するという視点から児童虐待問題に注目した。

第二に、「少年犯罪の原因としての児童虐待」という監獄総協会派の思想は、同協会に所属していない国会議員にもコンセンサスを得ており、当時の法務大臣ミリヤールも同協会と同様の立場に立って児童保護を主張した。

第三に、親による虐待が行われた場合、親を告発する権利を児童保護団体に認めることを監獄総協会は意図したが、多くの議員の反対に会い、それに関する条項は削除された。この条項を提示し賛成派となったのはTh.ルーセルら監獄総協会派の議員であり、児童虐待を予防する見地から児童保護団体の権限強化を主張した。提案には英米の事例が参照され援用された。反対派の議員たちは、家族内部に児童保護団体の影響力が増大することを危惧し、その権限を国家の手中に留めようと意図し、同条項を否決することに成功した。この点において、フランスでは英米と比較した場合、児童保護団体の権限が弱く、国家の権限が強い児童保護制度が形成されていったと考えられる。

なお、戦後においても法学者J.シャザルなどが使用している“enfant en danger moral”という用語は、1898年児童虐待防止法の制定過程においてレオンス・ド・サルが使用しており、また、「監獄総協会年報」(1895年度版)においても使用されていた。つまり、問題関心にお

いて現代へと連なる議論が19世紀末に行われていたのである。これが20世紀において、どのように継承され、どのような結果を生み出すのであろうか。先述のように、少なくとも「少年犯罪の原因としての児童虐待」という1898年児童虐待防止法制定時の子ども認識は1904年児童法の制定過程において否定されることになるのである。この論点について究明していくことが課題として残されていると言える。

また、英米から輸入された授産学校がフランスにおいてどのように制度化されていくことになるのか。この意味でも1904年児童法の制定過程を詳細に分析していくことが重要なのである。そして、その制定過程において、P.シュトラウスら監獄総協会派はどのような影響力を発揮するのか。このような視点から20世紀初頭以降の第三共和制後期の児童保護政策を考察することを今後の課題としたい。

註

- 1) 原文はJ.B.Duvergier, *Collection Complète des Lois, Décret, Ordonnance, Règlements et Avis du Conseil d'État, année 1898*, pp.257-261に掲載されている。
- 2) 同資料については、齋藤薫「日本検察学会編『児童虐待防止法解説』・藤野恵『児童虐待防止法解説』・下村宏他『児童を護る』解説『日本<子どもの権利>叢書8』(久山社、1995年)3頁に依拠した。
- 3) 同上『日本<子どもの権利>叢書8』所収、21頁。
- 4) M.ペロー(福井憲彦訳)「私的領域と権力——19世紀フランスの私生活と政治から——」『思想』1988年3月号、35頁。
- 5) G.Vigarello, *Histoire du Viol*, SEUIL, 1998, p.204。(藤田真利子訳「強姦の歴史」作品社、1999年、258頁。)なお、本稿では邦訳は適宜改めている。以下同様。
- 6) C.Rollet-ECHALIER, *La Politique à l'égard de la Petite Enfance sous la Troisième République*, P.U.F., 1990.
- 7) *Ibid.*, p.141-143.
- 8) *Débats Parlementaires. Sénat*, 1898, pp.285-290, 356-366, 379-384.
- 9) 拙稿「フランス第三共和制前期における「父権」批判と児童保護政策——Th.ルーセルと1889年児童保護法——」『日本教育政策学会年報』第8号、2001年、144頁。
- 10) *Débats Parlementaires. Sénat*, 1898, p.288, etc.
- 11) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1877-2000.この「監獄総協会年報」は、1877年に*Bulletin de la Société Générale des Prisons*というタイトルで創刊され、1893年より *Revue pénitentiaire*、1908年より *Revue Pénitentiaire et de Droit pénal* というタイトルで現在まで刊行され続けている。なお、1893年以降もサブタイトルには *Bulletin de la Société Générale des Prisons* という語が継続して付されている。(また、1931年から1938年には一時的に *Revue Pénitentiaire et de Droit pénal et Études*

- criminologiquesというメインタイトルが使用されていた。)
- 12) *Ibid.*, 1877, p.7. 巻頭論文として掲載されたF.デスポルトの論文には、監獄総協会の基本的な目標として、「公共的な安全 (sécurité publique)」のほか「人間性 (humanité) の高次の義務」「キリスト教的な心情 (sentiment)」「道徳的な刷新 (rénovation morale)」,そして「国家の将来」に関して協力し合うことが掲げられている。
 - 13) *Ibid.*, 1878, pp.1069-1093.
 - 14) *Ibid.*, 1877, p.7.
 - 15) *Débats Parlementaires, Sénat*, 1898, p.227.
 - 16) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1878, p.1081.
 - 17) B.Schnapper, "La Correction Paternelle et le Mouvement des idées au dix-neuvième siècle (1789-1935)", *Revue Historique*, avril-juin, 1980, p.341.
 - 18) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1878, p.1070, p.1081. また、「捨て子や罪を犯した子どもの保護総協会」や「児童保護のためのフランス・ユニオン」の活動について、P.Quincy-Lefebvre, *Familles, Institutions et Déviances : Une Histoire de l'Enfance Difficile, 1880-fin des années trente*, ECONOMICA, 1997, pp.224-237.を参照。
 - 19) *Ibid.*, 1877, pp.8-9.
 - 20) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1877, p.9に、このような活動方針が記載されている。
 - 21) 「ルーセル法」は、2歳未満の乳幼児を乳母に預ける場合に、国家に届け出ることを親に義務づけることや、乳母の国家登録制度、さらに預けられた乳幼児の保健衛生上の規則などを定めた。原文は、J.B.Duvergier, *op.cit.*, pp.461-466.に掲載されている。
 - 22) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1879, pp.136-150, pp.599-643. なお、この報告が*De l'Éducation Correctionnelle et de l'Éducation Préventive*, 1879.として出版された事実については、*Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1890, p.308.と*Archives Biographiques Françaises*.(早稲田大学所蔵) マイクロフィッシュNo.917, p.24.に記載されている。
 - 23) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1879, p.137.
 - 24) *Ibid.*
 - 25) *Ibid.*
 - 26) *Ibid.*
 - 27) *Ibid.*, p.626.
 - 28) 前掲、拙稿146-147頁、参照。
 - 29) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1879, p.626.
 - 30) *Ibid.*
 - 31) *Ibid.*
 - 32) 稲本洋之助『フランスの家族法』(東京大学出版会、1985年)94頁、田中道裕『親権法の歴史と課題』(信山社、1993年)63頁、参照。
 - 33) *Débats Parlementaires, Sénat*, 1883, p.488. これは、1889年児童保護法の制定過程においてルーセルが作成した条文案にみられる表現である。
 - 34) J.Chazal, *Les Droits de l'Enfant*, P.U.F. 1959, p.52.(清水慶子・霧生和夫訳『子供の権利』62頁。)
 - 35) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1895, p.686. なお、この箇所の執筆者は明示されていない。
 - 36) J.Chazal, *op.cit.*, pp.40-73.(邦訳49-87頁。)
 - 37) S.Schafer,*Children in Moral Danger and the Problem of Government in Third Republic France*, Princeton University Press, 1997, pp.67-86.なお、シェーファーが「統治の問題」(problem of government)を論じる背景には、フーコーの「統治性」(governmentality)論がある。cf. M.Foucault, "Governmentality", in *The Foucault Effect : Studies in Governmentality*, ed. G.Burchell, C.Gordon, P.Miller, University of Chicago Press, 1991.
 - 38) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1879, pp.599-600.
 - 39) cf. Code Civil, art.375-382, B.Schnapper, *op.cit.*, pp.336-349. 1804年に制定されたナポレオン民法典の「懲戒権」規定を改正すべきだという議論が19世紀末には盛んに行われるようになってきてはいるものの、制度としては依然として存続していた。
 - 40) 佐伯正一『民衆教育の発展——産業革命期におけるその実態と問題点に関する研究——』(高陵社書店、1967年)44-63頁。寺崎弘昭『19世紀イギリスにおける少年分離監獄の成立——「矯正」思想とその子ども観——』『教育学研究』第48巻第3号、1981年、221-222頁。
 - 41) 原文はJ.B.Duvergier, *op.cit.*, 1904, pp.189-192.に掲載されている。
 - 42) *Ibid.*, 1898, pp.257-258.
 - 43) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1878, p.1070, p.1072.
 - 44) cf. Code d'Instruction Criminelle, art.63 et 182. ただし、森林犯罪の場合は森林監視員による提訴が認められていた。
 - 45) J.B.Duvergier, *op.cit.*, 1898, pp.257-258.
 - 46) *Ibid.*, p.258.
 - 47) G.Vigarelo, *op.cit.*, pp.204.(邦訳258頁。)
 - 48) J.B.Duvergier, *op.cit.*, 1898, p.257.
 - 49) *Débats Parlementaires, Sénat*, 1898, p.288.
 - 50) *Ibid.*
 - 51) *Ibid.* p.366.
 - 52) C.Rollet-ECHALIER, *op.cit.*, p.128.
 - 53) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1896, p.1168.
 - 54) *Bulletin de la Société Générale des Prisons*, 1896, pp.510-528, pp.650-690.
 - 55) *Ibid.*, pp.510-520.
 - 56) *Ibid.*
 - 57) *Ibid.*, p.510.
 - 58) *Débats Parlementaires, Sénat*, 1898, p.289.しかし、イギリスの「全国児童虐待予防協会」が子どもの道徳性の保護と少年犯罪の予防に力点を置いていたのか、というについては疑問があり、監獄総協会がバイアスをかけて紹介していった可能性があると考えられる。「全国児童虐待予防協会」の活動についてG.K.Behmer, *Child Abuse and Moral Reform in England, 1870-1908*, Stanford University Press, 1983.を参照。「全国児童虐待予防協会」が重視したのは、親のモラルであると考えられる。
 - 59) *Débats Parlementaires, Sénat*, 1898, p.359.
 - 60) *Ibid.*
 - 61) *Ibid.*, p.357.
 - 62) 政治的立場としては、セシは右派、ルボルシェは民主主義的左派に属していたと言われている。cf., *Archives*

Biographiques Françaises, マイクロフィッシュNo.933, pp.145-154, No.648, pp.427-429.

- 63) *Débats Parlementaires, Sénat*, 1898, p.290.
- 64) *Ibid.*
- 65) *Ibid.*, p.383.
- 66) *Ibid.*, p.363.
- 67) ジュール・シモン(1814-1896)の経歴について、Ch.Nique et C.Lelièvre, *Histoire Biographique de l'Enseignement en France*, RETZ, 1990, pp.218-220.を参照。ただし、同書においてはシモンが設立した「児童保護のためのフランス・ユニオン」については全く言及されていない。このように、教育史家のシモン紹介は公教育大臣時代のシモンを中心としており、児童保護家としてのシモンを捨象している点において問題があると考えられる。これは児童保護政策史において児童保護家としてのシモンが言及されているのとは対照的である(cf.C.Rollet-ECHALIER, *op.cit.*, p.141.)。公教育大臣としてのシモンと児童保護家としてのシモンを統合的に把握することを試みる必要があるであろう。また、そこから発展して、フランス第三共和制期における公教育の整備と児童保護政策・公的扶助行政の整備との関連性を実証的に解明していくことが課題として浮上してきていると考えられる。
- 68) *Débats Parlementaires, Sénat*, 1898, p.368.
- 69) *Ibid.*, p.384.
- 70) J.B.Duvergier, *op.cit.*, 1898, pp.257-258.
- 71) C.Rollet-ECHALIER, *op.cit.*, p.142.
- 72) J.B.Duvergier, *op.cit.*, 1898, p.261.
- 73) *Ibid.*, 1904, pp.191-192.